

特定子ども・子育て支援施設等

指導検査基準

（令和 6 年 7 月 1 日適用）

武蔵野市子ども家庭部子ども育成課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又は関係通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

目

次

1	教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録・・・・・・・・	1
2	利用料及び特定費用の額の受領・・・・・・	1
3	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付・・・・・・・・	1
4	施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知・・・・・・・・	2
5	施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則・・・・・・・・	2
6	秘密保持等・・・・・・・・	2
7	記録の整備・・・・・・・・	3

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	法
2	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	平26府令39号

指導検査基準

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	(1) 平26府令39号第54条	(1) 特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録していない。 (2) 記録された内容が不十分である。	C B
	2 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。	1 施設等利用給付認定保護者から、利用料の支払を受けているか。	(1) 平26府令39号第55条第1項	(1) 施設等利用給付認定保護者から、利用料の支払いを受けていない。 (2) 利用料の受領が不十分である。	C B
	2 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合にあつては、特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	1 施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	(1) 平26府令39号第57条	同上	同上
	3 特定子ども・子育て支援提供者は、平26府令39号第55条第1項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。	1 あらかじめ、支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにしているか。また、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。	(1) 平26府令39号第55条第2項	(1) 求める事項を書面により明らかにしていない。 (2) 施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ていない。 (3) 支払いを求める書面の記載内容が不十分である。	C C B
3 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	1 特定子ども・子育て支援提供者は、平26府令39号第55条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、平26府令39号第55条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。	1 利用料の額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、施設等利用給付認定保護者に対し交付又は口座振替の記録等により管理しているか。	(1) 平26府令39号第56条第1項	(1) 領収証を交付又は口座振替の記録等により管理していない。 (2) 領収証の交付又は口座振替の記録等による管理が不十分である。 (3) 利用料の額と特定費用の額とを区分して記載されていない。	C B C
	2 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合にあつては、特定子ども・子育て支援提供者は、平26府令39号第55条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、平26府令39号第55条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。	1 利用料の額から、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、施設等利用給付認定保護者に対し交付又は口座振替の記録等により管理しているか。	(1) 平26府令39号第57条	同上	同上

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	3 平26府令39号第56条第1項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。	1 当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	(1) 平26府令39号第56条第2項	(1) 特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。 (2) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付が不十分である。 (3) 特定子ども・子育て支援提供証明書の記載内容が不十分である。	C B B
	4 法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける特定子ども・子育て支援提供者は、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。	1 该市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、施設等利用費の額を通知しているか。	(1) 平26府令39号第57条	(1) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付・施設等利用費の額を通知していない。 (2) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付・施設等利用費の額の通知が不十分である。 (3) 特定子ども・子育て支援提供証明書・施設等利用費の額の通知の記載内容が不十分である。	C B B
4 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。	1 施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとした際、支給に係る市町村に通知をしているか。	(1) 平26府令39号第58条	(1) 支給に係る市町村へ通知していない。	C
5 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	1 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	1 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	(1) 平26府令39号第59条	(1) 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしている。	C
6 秘密保持等	1 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	1 施設若しくは事業所の職員及び管理者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。	(1) 平26府令39号第60条第1項	(1) 正当な理由がなく、施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしている。	C
	2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	1 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	(1) 平26府令39号第60条第2項	(1) 職員であった者が、正当な理由がなく、施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	1 小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際に、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ているか。	(1) 平26府令39号第60条第3項	(1) 施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際に、あらかじめ文書により施設等利用給付認定保護者の同意を得ていない。	C
7 記録の整備	1 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 平26府令39号第61条第1項	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。	C
				(2) 職員、設備及び会計に関する諸記録が不十分である。	B
	2 特定子ども・子育て支援提供者は、平26府令39号第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び平26府令39号第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	1 特定子ども・子育て支援の提供の記録を整備し、保存しているか。 2 市町村への通知に係る記録を整備し、保存しているか。	(1) 平26府令39号第61条第2項	(1) 記録を整備・保存していない。 (2) 5年間記録を整備・保存していない。 (3) 整備・保存が不十分である。	C C B